

履修内規

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この内規は、北日本ハイテクニカルクッキングカレッジの学則（以下「学則」という。）に基づき、履修、出欠席、成績評価、進級、原級留置、卒業等に係わる教務上の必要な事項について定めるものとする。

(認定権限)

第2条 履修内規に関する必要な事項は、職員会議の審議を経て校長が決定する。

(評価の時期)

第3条 各教科科目の成績評価は、原則として各学期末試験の終了後に実施する。

第2章 教科課程の履修

(履修すべき教科科目及び規定時間数)

第4条 学則に定められている教科科目はすべて履修しなければならない。

2 学則の別表教育課程に定められている授業時間すべてを修得しない科目がある場合は、その科目の履修は認めない。

(補充、補講、追試験、追認試験)

第5条 病気等特別の理由により欠席等で規定授業時間数を満たしていない者については補充または追試験を実施する。

第6条 成績が不良で単位認定が見込めない学生のうち、校長が必要と認めた場合は、補講及び追認試験等を実施することができる。

2 補講及び追認試験の方法、内容については、教科担当者と教務主任が協議うえ実施する。

第3章 出席日数、出席時間の算定基準

(授業日数)

第7条 授業日数とは、すべての学生が出席しなければならない日と学校が定めた年間の総日数をいう。

(出席しなければならない日数)

第8条 出席しなければならない日数とは、授業日数から「出席停止、忌引、休学の日数」を差し引いた日数のことをいう。

(欠席日数)

第9条 欠席日数とは、病気その他の事故等により、1日を単位として欠席した日数をいう。

(出席日数)

第10条 出席日数とは、出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数のことをいう。

(出席日数の認定)

第11条 出席日数の認定は原則として1日を単位として認定する。

(出席時間の認定)

第12条 正当な理由のない遅刻や早退があった場合は、その授業の出席時間数として認定しない。

(授業時数の算定方法)

第13条 授業時数とは、実際に授業や実習を行った時間数及び補充時間数の合計によって算定された時数をいう。

(公認欠席、公認欠課の認定)

第14条 次の各号の事由による欠席または欠課は、「公認欠席」または「公認欠課」とし、これを出席として取り扱うことができる。

- (1) 校長が認めた対外行事への参加
- (2) 就職、進学のための受験
- (3) 非常災害、交通災害、自宅または近隣の火事等、本人の責めによらない特別の事情が認められる場合
- (4) その他特に校長が必要と認める場合

(忌引、出席停止等の日数)

第15条 忌引、停学・謹慎による出席停止及び感染症等による出席停止の期間は「忌引、出席停止等の日数」として別に扱い、出席日数及び欠席日数のどちらにも算定しないものとする。

2 忌引日数は次のとおりとする。

- | | |
|----------------------|-----|
| (1) 父母（養父母、継父母） | 7日間 |
| (2) 祖父母 | 3日間 |
| (3) 兄弟姉妹 | 3日間 |
| (4) 叔父母、伯父母、その他の同居家族 | 1日間 |

第4章 成績評価

(成績評価)

第16条 学修成績の評価は、各学期末評価とする。

2 期末試験の評価は、期末評価と学年末評価とする。

(期末試験)

第17条 学期ごとに期末試験を実施し、学修成績の評価は100点法で行い、60点未満は不合格とし「欠点」として、再試を行う。

2 平常点は、各教科科目とも出席状況、学修態度、小テスト、レポート、課題の提出状況等により評価する。

3 実習・演習科目については、別に定めることができる。

(学年末評価の方法)

第18条 期末試験の成績を総合的に評価したものを学年末評価の評点とする。

(評価の表示)

第19条 期末評価及び学年末評価は、次のとおりとする。

100点～90点	5
89点～80点	4

79点～70点	3
69点～60点	2
59点～0点	1

第5章 単位取得の認定

(単位認定の基準)

第20条 学則に定めた「教育課程」に従って、教科科目すべてを履修し、次の各号の基準のすべてを満たしたときは、その教科科目の単位を修得したことを認定する。

- (1) 学年末評価が60点以上であること
- (2) 学則の別表教育課程に定められている授業時間すべてを修得していること。

2 講義・実習の単位の基準は次のとおりとする

講義・実習 1単位(30時間)

第6章 進級・原級留置

(進級の基準)

第21条 次の各号の基準のすべてを満たしたときは進級を認める。

- (1) 当該学年の履修すべき教科科目の単位のすべてが認定されていること
- (2) その他、校長が原級に留め置く必要のないことを認めた者

(原級留置の基準)

第22条 前条のいずれかを満たすことができなかつた者を、原級に留置するものとする。

(保護者との面談)

第23条 定期試験の結果、成績がおもわしくない者、欠課時数が多い者及び学生の本分に反した者等については、保護者との面談を行う。

第7章 卒業の認定

(卒業認定の基準)

第24条 卒業の認定は、職員会議を経て、すべての教科科目の履修が認められた者について、校長が卒業を認定する。

- 2 卒業の認定を受ける者は、学則に定める修業年限以上在学した者とする。
- 3 卒業認定は、原則として卒業する学年末に行うものとする。
- 4 授業料等の未納がある者は、卒業の資格を失うものとする。

第8章 雑則

(その他)

第25条 この内規に記載されていない事項については、校長が別に定める。

附 則

この内規は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。